

# 倉敷市発注工事の施工に携わる業者の方へ

倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日から施行されます。

- 倉敷市暴力団排除条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、**倉敷市が発注する建設工事の施工に携わる業者の方は**、平成24年4月1日以降に締結された契約（公共工事請負契約又は下請契約）の発注者に対して、『**自らが暴力団員及び暴力団密接関係者ではない旨の誓約書**』（以下「**誓約書**」という。）を提出することが義務づけられます。
- 倉敷市が発注した公共工事請負契約の締結が平成24年4月1日よりも前であったとしても、下請契約が平成24年4月1日以降の締結であれば、当該下請契約について条例が適用となり、誓約書の提出が必要となります。
- 契約（公共工事請負契約又は下請契約）の契約金額（1件の公共工事請負契約に関し同一事業者間において複数の下請契約を締結したときは、その契約金額の総額）が130万円以下の場合は、誓約書の提出は必要ありません。

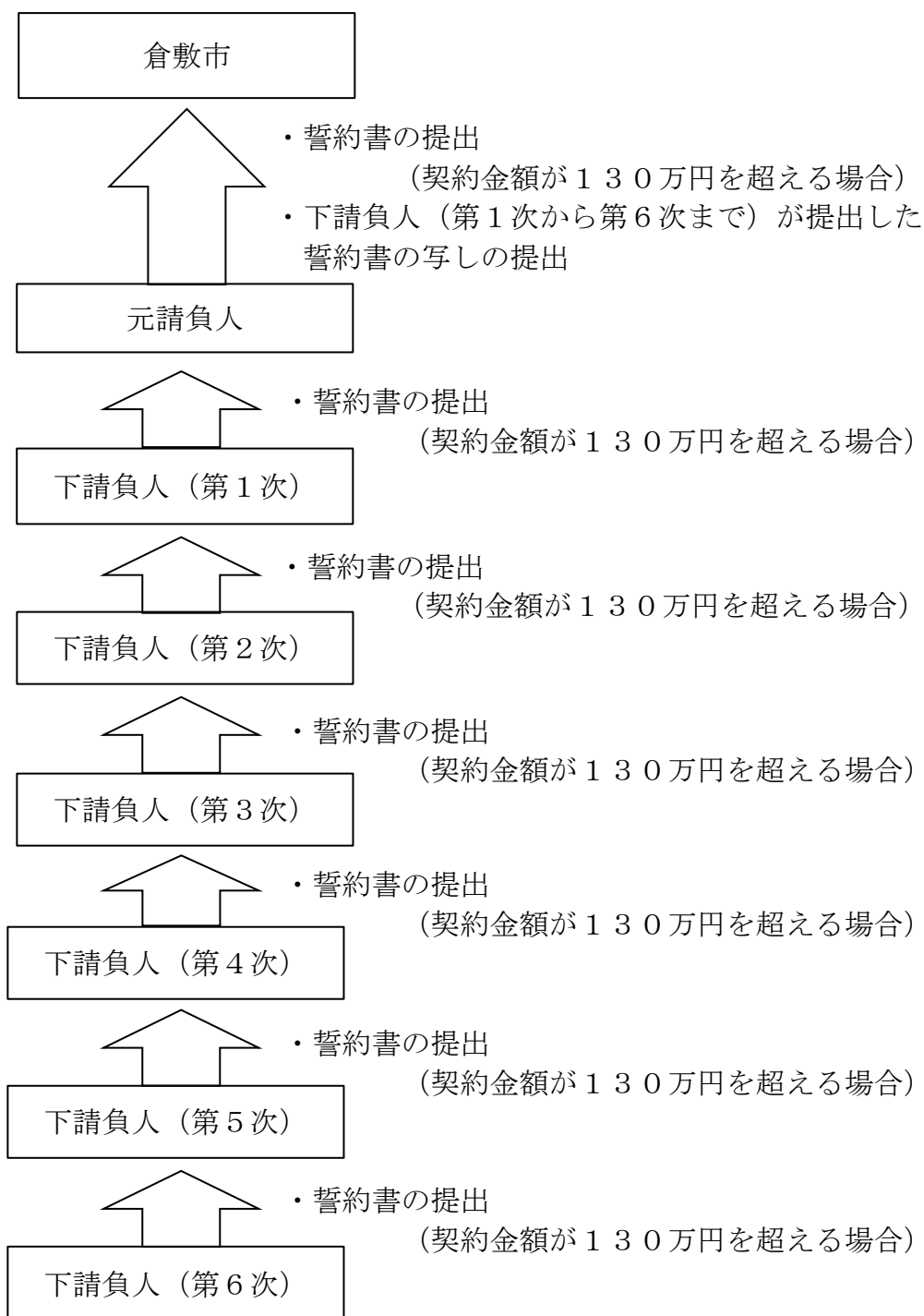
例えば、元請負人（甲社）と第一次の下請負人（乙社）における公共工事請負契約に係る最初の下請契約が100万円である場合は、第一次の下請負人（乙社）は元請負人（甲社）へ誓約書を提出する義務はありませんが、元請負人（甲社）がさらに第一次の下請負人（乙社）と当該公共工事請負契約に係る100万円の下請契約を締結した場合、合計が200万円となり、130万円を超えることとなりますから、当該第2回目の契約を元請負人（甲社）と第一次の下請負人（乙社）が締結する時点で第一次の下請負人（乙社）は元請負人（甲社）へ誓約書を提出することとなります。

- 誓約書の提出を受けた契約（公共工事請負契約又は下請契約）の発注者は、当該誓約書の保管義務（5年間）があります。
- 倉敷市の報告又は資料の提出の求めに対し、虚偽の報告をし、虚偽の資料を提出した場合等は、罰金（20万円以下）に処せられます。

詳細については、倉敷市暴力団排除条例をご確認ください。

【問合せ先】 誓約書について 総務部契約課 TEL 086(426)3171  
暴力団排除条例について 総務部法務課 TEL 086(426)3138

## 誓約書提出の流れ



※ 元請負人は、自らの誓約書を倉敷市契約課へ提出するとともに、第1次から第6次までの下請負人の誓約書がある場合には、その写しを下請負届出書等と合わせて、工事発注課へ提出することになります。

※ 下請負人は、誓約書を提出する義務がある場合は、発注者 (第1次下請負人の場合は元請負人、第2次下請負人の場合は第1次下請負人、第3次下請負人の場合は第2次下請負人、第4次下請負人の場合は第3次下請負人、第5次下請負人の場合は第4次下請負人、第6次下請負人の場合は第5次下請負人) へ誓約書を提出することになります。